

お客さま各位

日本航空株式会社

適正な危険物申告のお願い

平素よりJALCARGOをご利用いただき、ありがとうございます。

先日、弊社便にて過去5年間にわたり、同一の危険物貨物を無申告のまま一般貨物(非危険物)として継続的に輸送していた事態が発覚いたしました。

無申告危険物の輸送は、航空機の安全運航を脅かすリスクとなります。

つきましては、お客様に危険物申告を正確に行っていただくために、当該事態の概要をお知らせすると共に、ご注意とご対応いただきたい点についてお知らせいたします。

今後とも安全な航空危険物の輸送に向け、関係の皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事態概要

製造メーカーが「危険物」に分類した化学品であったにもかかわらず、荷主側で「危険物」という認識がないまま、一般貨物としてフォワーダーに発送を依頼した。受託した当該フォワーダーにおいても荷主の申告に従い、一般貨物(非危険物)として航空会社に搬入した。その結果、危険物としての認識がないまま弊社便にて輸送(無申告危険物輸送)に至った。

期間：2018年5月～2022年4月まで、弊社便で計68回輸送。

輸送した物品：電気絶縁材、UN3082 環境有害物質(液体) 分類9の航空危険物に該当

2. 発覚した経緯

2022年4月、当該フォワーダーの担当者は当該物品が危険物に該当することを疑い、荷主経由で最新の安全データシート(SDS)を確認した結果、危険物であることが判明した。

遡って調査した結果、弊社便で過去5年間、68回に渡り、当該物品を一般貨物として輸送し続けていたことが判明した。当該物品の輸送を開始した2011年8月に製造メーカーが作成したSDSでは当該物品は「非危険物」に分類されていたが、2016年7月に改正されたSDSでは「危険物」に分類変更がなされていた。荷主にはこの分類変更の認識がなく、一般貨物として発送を続けていた。

3. お客様へのお願い

以下の点につきまして、化学品・ケミカル品等の危険物を発送される荷主各位に対して確実に実施いただくべくご対応をお願いいたします。

- 1 フォワーダーに対して必ず発送する物品の最新の安全データシート(SDS)を提供いただくこと。
- 2 荷主側で最新のSDSを必ず活用のうえ、発送しようとしている物品が「危険物」に該当するか否かを確実に確認いただいたうえで、航空便による発送を行っていただくこと
- 3 万が一、航空輸送される物品が「非危険物」から「危険物」に分類変更となる場合、フォワーダーに速やかに通知いただくこと。

安全データシート上で確認すべきポイント

「14. 輸送上の注意」に物品の国連番号、正式輸送品目名 (Proper Shipping Name)、国連分類等の記載がある場合は、航空危険物に該当する可能性が極めて高いことから、IATA危険物規則等をご確認の上で、規則に従って書類・貨物のご準備をお願いいたします。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報: IMOの規定に従う。

国連番号: 1294

Proper Shipping Name: TOLUENE

国連分類: クラス 3(引火性液体 P.G II)

航空規制情報: ICAO/IATAの規定に従う。

国内規制

陸上規制情報: 消防法、毒劇法の規定に従う。

容器: 危険物の規制に関する規則別表第3の2

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準その3

容器表示: 第一石油類、危険等級II、数量、火気厳禁

医薬用外劇物、名称、製造者の名称及び住所

積載方法: 運搬時の容器積み重ね高さは3m以下

混載禁止: 第1類及び第6類の危険物、高圧ガス

海上規制情報: 船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報: 航空法の規定に従う。

特別な安全対策:

（市販等）よりも運搬する場合は、（注）（注）（注）

以上